

阿武町の健全化判断比率・資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成19年度決算から健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の算定・公表が義務づけられました。

令和元年度決算に基づく阿武町の健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりです。

いずれの比率も早期健全化基準、経営健全化基準を大きく下回っており、健全な財政状況にあります。引き続き効率的な財政運営に努めていきます。

○健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	阿武町の算定結果	早期健全化基準 (注意指数)	財政再生基準 (危険指数)
①実質赤字比率	- ※1	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	- ※2	20.0	30.0
③実質公債費比率	△1.2 ※3	25.0	35.0
④将来負担比率	- ※4	350.0	

※1 実質赤字比率は、普通会計で3億4,581万円(17.23%)の黒字であるため該当する数値(赤字額)がないことを表します。

※2 連結実質赤字比率は、全会計で3億9,322万円(19.59%)の黒字であるため該当する数値(赤字額)がないことを表します。

※3 実質公債費比率は、毎年度経常的に収入される財源のうち、実質的な公債費相当額の占める割合の3ヶ年平均値ですが、3ヶ年の算定結果がマイナスとなり、3ヶ年平均で△1.2となったものです。

※4 将来負担比率は、将来負担すべき負債が充当可能な財源で賄えることから該当する数値(実質的な将来負担額)がないことを表します。

○資金不足比率

(単位：%)

対象公営企業会計	算定結果	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	-	20.0%
農業集落排水事業特別会計	-	
漁業集落排水事業特別会計	-	

公営企業に係る3つの特別会計については、いずれも資金不足が生じていないため該当する数値(資金不足額)がないことを表します。